

ネットとうほく 2020 (検) 第 11 号-1

2020 年 (令和 2 年) 12 月 8 日

〒104-0061

東京都中央区銀座6丁目9-6

株式会社メディビューティー 御中

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目2-40

ブライツシティ柏木702号室

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

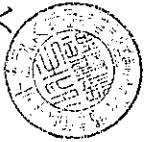
特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

理事長 吉岡和弘

電話 022-727-9123

FAX 022-739-7477

URL <http://www.shiminnet-tohoku.com>



照 会 書

消費者市民ネットとうほく (以下、当団体という) は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービス及び契約に関わる調査、研究、検討を行っている消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士・学識者等で構成している特定非営利活動法人です。平成29年4月25日に内閣総理大臣から消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用等に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けております。

当団体に対して、貴社が運営する脱毛サロン「LACOCO」が使用している広告チラシとホームページの下記の表示に関して、契約条件が実際よりも有利なものと誤認させるおそれがあり、景品表示法に適合しない運用がなされているのではないかとのお情報提供がありました。

そこで、上の情報提供をふまえて、下記の照会事項についてお尋ねしますので、本書面到達後2ヶ月以内に、ご回答を書面にて当団体まで送付頂きますようお願いいたします。

なお、本件に関する当団体の活動及び内容の公表につきましては、別紙「消費者市民ネットとうほくの『申入れ』等における活動方針と公表ルールについて」に沿って対応させていただきますことを念のため申し添えます。

記

1 広告チラシの表示

貴社が運営する脱毛サロン「LACOCO」が使用している広告チラシには、表面で「全身脱毛」「月額3000円（税抜）」「最短6ヶ月で脱毛卒業！」「今なら【初月】無料」との表示がなされております。その一方で、裏面の最後の行に「※1. 全身脱毛6回プラン〔36回払い〕の支払金額です」との記載もあります。

また、チラシの裏面には、全身脱毛について「業界最安レベル」との記載があります。

2 ホームページ (<https://la-coco.com/>) の表示

貴社が運営する脱毛サロン「LACOCO」のホームページには、「全身脱毛」に関して、「月額3000円（税抜）」、「6ヶ月卒業！」「今ならお得に初月無料」などの表示がなされております。その一方で、画面の末尾付近には、「※総額108,000円（税抜）〔36回払い〕で、分割手数料は当サロン負担です」との表記がなされています。

また、全身脱毛について「業界最安」「業界最安値」等との表示が、随所に掲載されています。

第1 照会事項

上記の表示に関して、以下の事項を照会いたします。

- 1 上記広告の記載の内容は、「月額3000円（税抜）」で最短で6ヶ月通えば全身脱毛の目的を達成することができるように受け取ることができます。したがって、月額3000円の6ヶ月分で18,000円のコースが、今なら「初月無料」となり月額3000円の5ヶ月分の15,000円の料金で、6ヶ月間の全身脱毛のコースを申し込むことができるという内容に読むことができますが、このような内容と理解してよろしいでしょうか。
- 2 上記1の表示と「※1. 全身脱毛6回プラン〔36回払い〕の支払金額です」「※総額108,000円（税抜）〔36回払い〕」の記載とはどのような関係にあるのでしょうか。
- 3 貴社の全身脱毛6回プランの料金が、上記1で述べたのとは異なる金額の場合、その金額はいくらになるのでしょうか（ホームページ記載の108,000円（税抜）でしょうか）。

- 4 上記3の金額は、貴社のチラシには表記が見当たりませんが、どこを見れば分かるのでしょうか。
- 5 全身脱毛6回プランの料金が上記3の回答の金額の場合、それが明確になるように、「全身脱毛」「月額3000円（税抜）」「最短6ヶ月で脱毛卒業！」の表示の近くに、認識しやすい大きさの文字で費用の総額及び主な契約内容が分かるような表示をすべきと考えますが、そのような表記を検討してはいかがでしょうか。
- 6 上記の各広告には、全身脱毛について「業界最安」等の記載がありますが、どのような根拠や比較に基づいて、「最安」と判断をしているのでしょうか。

第2 照会の理由

景品表示法においては、取引条件についての不当表示として、「商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの」を「有利誤認表示」として、規制対象としおります（景表法4条1項2号）。上の「著しく有利であると一般消費者に誤認される」ものの例としては、「当該表示によって販売価格が実際と異なって安いという印象を一般消費者に与えること」などがあげられます。

本書面で指摘した、貴社の広告チラシやホームページの記載は、「月額3000円（税抜）」「最短6ヶ月」との点を強調する一方で、その月額と期間による計算からは直接導かれない金額が総額として表示されております。

そのため、安さを強調する広告の箇所が「有利誤認表示」に該当する可能性があることから、景表法との適合性を判断するために、本照会に及びました。

以 上

消費者市民ネットとうほくの「申入れ」等における活動方針と公表ルールについて

当団体の事業者に対する「申入れ」等の活動は以下のような方針に従って行っています。

1 各手続の趣旨・手続概要について

(1) 照会手続（送付文書名：照会書）

ア 「照会」とは、事業者に対して、（ア）営業活動に関連する資料の開示を求めたり、（イ）違法・不当の疑問がある場合に質問を行ったり、改善の提案として問題点の指摘を行う手続です。

イ 回答や資料提供を頂き、当団体が相当と判断できる改善がなされた（あるいは既になされていたことが確認された）場合、手続は終了します（その場合、合意書の締結をお願いすることがあります）。

ウ 回答や資料提供がされなかったり、回答等はあるが、問題点があり、当団体が「申入れ」ないし「要請」をすべきと判断した場合には、これら手続に移行します。

(2) 申入れ手続（送付文書名：申入書）

ア 「申入れ」とは、約款・勧誘行為・広告等が違法であり、適格消費者団体である当団体が法律に基づく差止請求権（※）を行使しうる場合に改善を求める手続です。

イ 「申入れ」に対して、当団体が相当と判断することのできる改善がなされた場合、手続は終了します（その場合、合意書の締結をお願いすることがあります。）。

ウ 相当と判断できる改善がなされなかった場合、検討の上、訴訟相当と判断した場合には、消費者契約法41条に基づき催告の上、差止請求訴訟を提起します。

(3) 要請手続（送付文書名：要請書）

ア （ア）法律に基づく差止請求権¹はないが、違法ないし消費者の権利擁護の観点から著しく不当である場合、（イ）照会に対し、回答や資料の開示がない場合、改善又は開示・回答を求める手続です。

イ 「要請」に対して、当団体が相当と判断することのできる改善がなされた場合、手続は終了します（その場合、合意書の締結をお願いすることがあります。）。

(4) 差止請求訴訟手続

裁判所に訴訟提起し、約款・勧誘行為・広告等の使用停止等を求める手続です。

2 公表ルール

(1) 照会手続における公表について

ア 照会手続中は、「照会」を行っている事実含め非公表とします。

イ 照会手続終了後は、原則として事業者名を除いた概要を公表します。

ウ 他の手続に移行した場合、照会手続時の活動を公表する場合があります。

(2) 申入れ手続における公表・要請手続における公表について

原則すべてのやりとり・資料が公開・公表となります（但し、非公開を条件に提供された営業秘密等、当団体が公開不相当と判断したものを除きます。）。

(3) 差止請求訴訟手続における公表について

訴訟の内容等当団体が必要と判断した事項は全て公開・公表します。

※¹消費者契約法、不当景品類及び不当表示防止法、特定商取引法、食品表示法に基づき適格消費者団体が有する差止請求権

ネットとうほく活動方針と公表ルール フローチャート

平成30年1月18日改訂

